

平成31年3月8日

保護者 様

|              |       |
|--------------|-------|
| 日進市教育委員会教育長  | 久保田 力 |
| 豊明市教育委員会教育長  | 伏屋 一幸 |
| 長久手市教育委員会教育長 | 川本 忠  |
| 東郷町教育委員会教育長  | 石川 光秋 |

## 中学校の部活動のあり方について

早春の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より日進市の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて平成29年度より「中学校の部活動のあり方」について、日進市・豊明市・長久手市・東郷町の4市町合同で、学習指導要領に記された部活動の意義もふまえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、検討してまいりました。その上で、平成30年度 of 取組状況も勘案し、平成31年4月1日より下記の取組を進めていくこととしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 通常期間の活動について

(1) 平日の1日は、休養日とする。

(2) 土日のうち1日は、休養日とする。

※大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。

(3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。

(4) テスト週間・期間は、休養日とする。

#### 2 長期休業中の活動について

(1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）

(2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。

(3) 年末・年始休業日は、休養日とする。

(4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。（1日練習は連続しないこと）

#### 3 活動時間について

(1) 平日2時間程度、休日3時間程度とする。（ただし、やむを得ない場合は、1日練習を午前中3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。ただし、その場合も1日練習は連続しないこととする）

#### 4 朝練習について

(1) 原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時間とし、自主参加とする。

問合せ先 日進市教育委員会学校教育課 0561-73-4145（代表）